

大田市告示第 1 3 2 号の 3

大田市建築物省エネ法関係認定実施要綱（平成 2 8 年大田市告示第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

大田市長 楫 野 弘 和

第 2 条第 1 号中「法第 3 0 条」を「法第 3 5 条」に改める。

第 3 条中「法第 2 9 条」を「法第 3 4 条」に、「第 3 0 条」を「第 3 5 条」に、「法第 3 1 条」を「法第 3 6 条」に、「法第 3 6 条」を「法第 4 1 条」に改める。

第 4 条第 1 号に次のように加える。

エ 型式住宅部分等製造者認証を受けた場合は、型式住宅部分等製造者認証書の写し

第 4 条第 2 号ウ中「法第 2 9 条」を「法第 3 4 条」に改め、同号に次のように加える。

キ 型式住宅部分等製造者認証を受けた場合は、型式住宅部分等製造者認証書の写し

第 5 条中「住宅型式性能認定を受けた住宅で、住宅型式性能認定書の写しを添えたもののうち、当該住宅型式性能認定書に、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものとする。」を「次の各号に掲げるものとする。」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 第 4 条第 1 号ア、イ又は同条第 2 号アからオまでのいずれかに掲げる図書の写しを添えた場合は、外皮及び一次エネルギー消費量に関する各種計算書
- (2) 第 4 条第 1 号ウ、エ又は同条第 2 号カ、キのいずれかに掲げる図書の写しを添えた場合は、それぞれ添付した図書に記載された住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

第 6 条第 1 項中「法第 3 0 条」を「法第 3 5 条」に、「法第 3 1 条」を「法第 3 6 条」に改め、同条第 2 項中「法第 3 0 条」を「法第 3 5 条」に、「法第 3 1 条」を「法第 3 6 条」に改める。

第10条第2項中「法第38条」を「法第43条」に、「知事」を「市長」に改める。

第11条中「法第33条」を「法第38条」に改める。

第13条中「法第31条」を「法第36条」に、「知事」を「市長」に改める。

様式第1号中「法律第30条」を「法律第35条」に、「法第31条」を「法第36条」に改める。

様式第2号中「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称」に、「法第30条」を「法第35条」に改める。

様式第3号中「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称」に、「法第30条」を「法第35条」に改める。

様式第5号中「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称」に、「法第30条」を「法第35条」に改める。

様式第6号中「氏名又は名称 印」を「氏名又は名称」に改める。

様式第7号中「法律第33条」を「法律第38条」に改める。

様式第8号中「法第30条」を「法第35条」に改める。

様式第9号中「法律第34条」を「法律第39条」に、「法律第37条」を「法律第42条」に改める。

様式第10号中「氏名 印」を「氏名」に改める。

様式第11号中「氏名 印」を「氏名」に、「法律第29条」を「法律第34条」に、「法第30条」を「法第35条」に改める。

様式第12号中「氏名 印」を「氏名」に、「法律第36条」を「法律第41条」に改める。

## 附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。